介護認定審査会における取り組み（名古屋市）

～３人合議体の導入について～

名古屋市健康福祉局介護保険課
認定保険料係長　鈴木　理映子

名古屋市の現況（平成２５年４月１日現在）

■　人口：約２２６万人

■　高齢者人口：約５０万人
（後期高齢者人口：約２４万人）

■　高齢化率：２２．６％
（後期高齢者割合：１０．８％）

■　要介護認定者数：約９万人

■　要介護認定者数内訳（平成25年3月31日現在）

認定区分	人　　数	割　　合
要支援１	１１，３１５人	１２．６％
要支援２	１６，０６０人	１７．８％
要介護１	１２，９４６人	１４．４％
要介護２	１７，９２７人	１９．９％
要介護３	１２，７０７人	１４．１％
要介護４	１０，３６０人	１１．５％
要介護５	８，７７６人	９．７％
合　　計	９０，０９１人	１００．０％

介護認定審査会について

■　介護認定審査会運営要綱（国要綱）

区　分	内　　容
認定審査会の構成	委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験者であり、各分野の均衡に配慮した構成とする。
合議体の設置	認定審査会は、会長の指名する委員をもって構成する合議体で、審査及び判定を行う。
合議体の委員定数	５人を標準として市町村が定める。 審査判定の質が維持されるものと判断した場合、５人より少ない人数を定めることができる。 ただし、３人を下回ることはできない。

■　名古屋市の合議体

区　分	内　　容
合議体（審査部会）の設置	１０６審査部会（平成２５年度）
合議体（審査部会）の委員定数	・部会委員：３人 ・ただし、部会委員が欠席した場合の予備委員として、分野委員を３人置くものとする。 ※　委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者によって構成する。

３人合議体の導入経緯

■　課　題（平成１６年度当時）

・要介護認定申請件数増に伴う審査判定件数増

・合議体（審査部会）間の審査判定件数の平準化

・合議体（審査部会）の設置数増

・合議体（審査部会）の委員確保

・全市的な予算削減方針への対応

■　３人合議体導入への考え方

介護保険法施行後、５年が経過し、審査判定事務も定着してきたことから、３人合議体を導入しても、引き続き審査判定の質の維持が可能であると判断したもの。

＜参　考＞

区　分		平成１６年度	平成１７年度
一次判定変更率		１６．２％	１７．２％
内 訳	上 昇	１０．８％	９．８％
	下 降	５．４％	７．４％

■　３人合議体導入への問題点・対応策

○　部会委員欠席時の対応

⇒　予備委員として、保健・医療・福祉のそれぞれの分野委員を配置することとした。（各審査部会３人）

○　分野委員の確保

⇒　分野委員については、主に担当する部会を予め定めておくこととするが、複数部会を担当することも可とした。

なお、医師の部会委員の欠席の場合は、医師の分野委員が出席することとする。さらに困難な場合は、他の審査部会を担当する医師の分野委員への調整を行うこととした。

■　３人合議体導入（平成17年度～）

区　分	平成１６年度	平成１７年度
委員数	・部会委員　５人 ・予備委員　１人	・部会委員　３人 ・分野委員　３人
審査部会数	９６部会	１０４部会
委員定数	５７６人	６２４人
予算額 （委員報酬分）	２１３，４０８千円	１３８，７１６千円

■　効　果

○　審査部会委員数を２人減員したことにより、委員の確保が比較的容易となった。

○　審査部会数増（８部会）により、部会間での審査件数の均等化を図ることができた。

○　予算縮減が可能となった。

・委員報酬減

・審査部会開催経費軽減（資料複写代・郵送費等）

今後の課題・まとめ

■　本市では、平成１７年度に３人合議体導入後、すでに９年目を迎え、審査判定事務も安定かつ円滑に実施できている。

■　その一方、急速な高齢化の進展により、要介護認定申請者数も近年急増しており、１審査部会で取扱う審査判定件数も増加し、部会委員への負担増となっている。

（⇒　平成２４年度：２審査部会増）

区　分	１２年度	１７年度	２３年度	２４年度
第１号被保険者数 （各年度3月31日）	348,901人	412,686人	482,888人	502,768人
要介護認定者数 （各年度3月31日）	37,266人	66,417人	83,436人	90,091人
審査判定件数 （１部会平均）	70,954件 （31.1件）	57,868件 （23.2件）	83,973件 （33.5件）	88,212件 （34.0件）

■　また、国においても要介護認定の有効期間の延長などの改正を行い、市町村の事務負担軽減に取組んでいただいているところである。

■　しかしながら、平成27年には、いわゆる「団塊の世代」の方々が65歳以上となり、さらなる要介護認定者の増加が見込まれ、市町村の認定事務にかかる負担も一層重くなることが想定される。

■　こうした状況の中、「3人合議体の導入」は、財政的にも事務的にも市町村負担軽減のための一つの有効な手段となり得ると考える。

ご清聴ありがとうございました。